

## 原告第15準備書面（その2）の要旨

（はじめに）・・原告第15準備書面（その2）の概要

本準備書面においては、被告らの緊急事態宣言発出後における緊急事態応急対策上の責任を、

①第4章において、原告が双葉町に残留中（3月11日の緊急事態宣言発出後から原告が川俣町に避難する同月12日夕刻までの間（第1期））における責任、

②第5章において、原告が双葉町から川俣町に避難中（双葉町から川俣町に避難した3月12日夕刻から埼玉に再避難した同月19日までの間（第2期））における責任

に区分して述べる。

### （第4章）・・被告らの第1期における責任

1 福島第一原発1～4号機についての電源喪失による危機的状況の発生及び推移と避難指示等の状況について・・次の事項を述べたものである。

①福島第一原発において、地震、津波の影響による電源喪失によって原子炉の冷却機能が失われたことにより、1～4号機について危機的状況が発生した。

②そのため、被告国（菅総理大臣）が、2011年3月11日19時03分に緊急事態宣言を発出し、その後、同日21時23分に、3km圏内について避難、10km圏内について屋内退避の各指示（以下「3km圏内等避難指示」という。）を発出するに至った。

③その後、各号機について危機的状況が深刻化し、遂に、被告東電及

び被告国（国災害対策本部）は、同日深夜から翌12日1時30分頃までの間において、1～2号機について、原子炉の破壊を回避するための最後の手段としての、歴史上前例のないベント実施を決定するとともに、直ちにその準備を開始した上で実施することとした。

④しかし、被告国（国災害対策本部）は、上記ベント実施決定に際しては避難区域の拡大をせず、その後1号機についてベントを優先的に実施することとしたものの、極めて困難な作業環境の中で準備が進まず、1号機爆発の危険が迫る中で、ようやく同日5時44分に至って、避難指示区域を10km圏内まで拡大する決定（以下「10km圏内避難指示」という。）をした。

⑤そして、1号機のベント実施の準備ができたのが同日9時頃で、実際にベントが実施されたのは14時30分頃であった。

## 2 原告が双葉町災害対策本部長として被告らから受けた情報に基づき実施した応急対策の実状及びその間における原告の被ばくの状況について

### （1）被告らから受けた情報

①原告は、町災害対策本部長として、被告国の指示を受けて、住民に対し、実際に避難指示等を発出するとともに、避難のための救護等の応急対策を実施すべき責務を担っていたが、被告らからは、原告が知り得る状況の中では、住民避難に不可欠な原子炉各号機の危機的状況の具体的情報は、ベントの実施決定から実際に実施に至るまでの情報を含めて、全く伝達されなかった。

②また、緊急事態宣言発出後においては、原災法上は、国現地対策本部が現地における合同対策協議会を直ちに開催し、双葉町等関係自治体の参加の下に、実施すべき応急対策を迅速に決定、実施することとされていたのに、全く開催されなかった。

### （2）実施した応急対策の実状及びその間における原告の被ばくの状況

ア 実施じた応急対策の実状・・原告は、上記のとおりベント実施に関する情報を含めて避難に必要な情報は全く知り得ない中で、被告国の 10 km 圏内避難指示をテレビ報道で知り、以後、直ちに住民避難に必要な避難指示及び川俣町への避難先指示等の応急対策を懸念に実施したが、その実施に忙殺されたため川俣町への避難開始が遅れ、12日17時頃によくやく避難先の川俣町に向かうことができた。しかし、その間に、1号機のベント実施及び同号機の15時36分頃の建屋爆発等により、双葉町は大量の放射性物質により汚染されることとなった。

#### イ 原告の被ばくの状況

1号機のベントが実施された頃には、原告は、町内にある上羽鳥モニタリングポスト地点より原発に近い双葉町の施設にて、施設の職員や入所者等の避難誘導を実施していたが、その頃の同ポストにおける測定数値は、最高の毎時 4, 613 マイクロシーベルトに達していたことがその後判明している等、現在までに判明しているデータを基にしても、原告が、双葉町に残留中に、公衆被ばく限度の年 1 ミリシーベルトをはるかに超える外部被ばく及び内部被ばくをさせられることとなった。

### 3 被告らの応急対策実施上の責任

以上を踏まえれば、原告の避難の遅れによる被ばくについて、被告らが問われるべき応急対策実施上の責任は、ベント実施の決定及び実施に際しての、主として次の事項についてであり、その各責任の詳細は本準備書面において述べているとおりである。

①被告国（国現地対策本部）が、ベント実施決定に受けて、関係機関が一堂に会して情報を共有しつつ一体的、総合的に実施すべき応急対策を協議、決定する役割を担っていた合同対策協議会を開催すべき義務があったのに、全く開催しなかった責任・・被告国の責任

②被告国（国対策本部）が、迅速、適切に当時における原子炉の危機

的状況や地元自治体の避難可能性等に関する情報を踏まえた避難区域の拡大等の決定をすべき義務があったのに、官邸のみで、かつ、大幅に遅延した時刻に、しかも、原子炉の危機的状況に関する誤った理解や合理性が認められない理由による不十分な拡大にとどまる決定をした責任・・被告国の責任

③被告らが、双葉町に対し、ベント実施決定に関する重要情報を伝達し説明すべき義務があったのに、全く行わなかつた責任・・被告国及び被告東電の責任

④被告らが、ベント実施前に双葉町住民の避難状況の確認（安全確認）及び迅速、適切な救助等を行なうべき義務があったのに、全く行わなかつた責任・・被告国及び被告東電の責任

#### （第5章）・・被告らの第2期における責任

##### 1 1～4号機についての危機的状況と放射性物質の放出状況の推移について

①1～4号機については、各原子炉の危機的状況への対応が困難を極める中で、高圧注水系（I C, R C I C 及びH P C I）が停止した後の低圧注水系への移行対策及び各原子炉に設置されている核燃料プール（S F P）への注水対策が、同時並行的に問題となっていた。そして、高圧注水系は、1号機が既に停止していた上に、3号機が13日2時42分、2号機が14日13時25分にそれぞれ停止するに至り、かつ、各号機のS F Pについても水位が確認できない等により対応困難な状況が続いていた。

②原子炉の低圧注水系への移行については、いかに早く消防車による代替注水を行えるかにかかっていたが、各号機の代替注水への移行は難航を極め、その過程において、まず1号機建屋が爆発したことは前述のとおりであり、2～4号機についても、14日11時01分に3号機建屋爆発、15日6

時10分頃に4号機建屋爆発、同日11時25分には2号機格納容器の大破損等が次々と発生するなど危機的状況が深刻化していた。

## 2 福島第一原発からの放射性物質の放出、拡散による川俣町等の汚染状況及び被告国の避難指示について

### (1) 川俣町等の汚染状況

川俣町の汚染状況が、3月14日夕刻には既に公衆の線量限度年1ミリシーベルトを大きく超えていたことは、次のデータから明らかであった。

- ①原告の線量計による測定値
- ②福島県公表の「川俣町内環境放射能測定結果（第126報）」
- ③被告国（安全委）が公表したSPEEDIによる逆推定計算の結果
- ④米国が公表した米国エネルギー省による空中測定結果

### (2) 川俣町からの再避難の必要性と被告国からの避難指示について

#### ア 再避難の必要性があった

14日の時点において、既に川俣町における汚染状況は上記のとおりであった上に、原子炉1～4号機の危機的状況が同時並行的に進行していて、今後更なる爆発的事象が起きるかも知れない深刻な状況下にあったのであるから、住民を被ばくから守るために川俣町から再避難すべき状況にあったことも明らかである。

#### イ 被告国からの避難指示は川俣町に及ばないものに過ぎなかった

(ア) 被告国からの避難指示は以下のとおりであって、川俣町には及ばない範囲の避難等指示に過ぎずなかった。

① 1号機建屋の爆発後の3月12日18時25分に20km圏内避難指示

示

② 4号機建屋爆発後の3月15日11時00分に20km～30km圏内屋内避難指示

(イ) その結果、被告国は、同町に避難していた原告を含む双葉町住民等多

くの住民を被ばくさせるとともに、双葉町等自治体の首長が自らの避難指示等の責務に基づいて住民を再避難させざるをえない状況に追い込んだ。

### 3 原告の町災害対策本部長としての応急対策の実施及び川俣町における被ばくの状況

#### (1) 応急対策の実施状況

ア 原告は、町災害対策本部長として、被告らから、原子炉各号機の危機的状況の具体的情報や上記の避難等指示を含めて、応急対策実施上必要な情報は依然として全く伝達されず、専らテレビ等の報道によって知り得た情報を基に、川俣町に設置した双葉町仮役場の限られた体制の下で、応急対策を実施せざるを得なかったのであり、かつ、そのために不十分な実施状況にとどまった。

イ 原告が上記のとおり実施した応急対策は、主として次のとおりであった。

- ①住民の避難状況の確認及び支援等
- ②ヨウ素剤服用の指示及び実施
- ③埼玉への再避難の指示及び実施

#### (2) 川俣町における被ばくの状況

原告が川俣町に避難中において被ばくした線量は、上記2(1)の測定データから推定する以外にないが、かなり高い数値の被ばくをしていたことになる。原告は、既に双葉町に残留中に大量に被ばくしていた上に、川俣町でも19日までにさらに累積して被ばくさせられたことになる。

### 4 被告らの双葉町に対する応急対策の実施状況とその責任

(1) 双葉町が避難した川俣町は被告国が指示した避難区域や屋内退避区域からは外れていても、かかる区域の決定自体が合理性を欠くものであって決して放射能から安全というわけではない上に、緊急に実施すべき応急対策は種々

あったのであり、現に原告が、川俣町に避難した双葉町住民に対し実施した応急対策の実情は上記のとおりであったが、被告らからは、双葉町に対し、何らの応急対策も実施してもらえなかった。

(2) その結果、原告は、被告らから何らの応急対策も受けられない状況下で、町災害対策本部長として、自己に課された責務としての住民の命の安全を守るために応急対策を懸命に、最善を尽くして実施したが、その責務を十分には果たせないこととなった。

(3) 以上を踏まえれば、原告の川俣町に避難中における被ばく等について、被告らが問われるべき応急対策実施上の責任は、主として次のとおりであり、その各責任の詳細は、本準備書面において述べているとおりである。

①被告国（国現地対策本部）が、既述の役割を担っていた合同対策協議会を全く開催しなかった責任・・被告国（国現地対策本部）責任、

②被告らが、双葉町災害対策本部における応急対策実施上必要な情報の収集、活用、伝達を、全く行わなかつた責任・・被告東電及び被告国の責任

③被告国（国対策本部等）が、川俣町に避難中の双葉町に対する避難指示を行わず、かつ、原告の双葉町災害対策本部長としての埼玉県への避難指示に対する支援も全く行わなかつた責任・・被告国の責任

④被告国（国対策本部等）が、川俣町に避難中の双葉町に対し、ヨウ素剤の予防服用に関する指示を発出しなかつた責任・・被告国の責任

以上